

報告第36号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年11月26日

つくば市長 五十嵐立青

専決処分第23号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和7年10月9日

つくば市長 五十嵐立青

損害賠償額の決定及び和解について

道路管理上の瑕疵に係る事故に関し、次のとおり損害賠償額を決定し、和解する。

1 事故発生の日時

令和7年7月2日 午前8時30分相手方からの報告により覚知

2 事故発生の場所

つくば市天久保二丁目104番

3 相手方

(1) 住所 つくば市■■■■■■■■■■

(2) 氏名 ■■ ■■

4 事故の概要

つくば市道4-4037号線上の街路樹が倒れ、相手方が所有する事業所のフェンスを破損させたもの

5 損害賠償額

金88,000円

## 6 和解の概要

- (1) つくば市は、相手方に対し、金88,000円を支払う。
- (2) 相手方は、その余の請求を放棄する。
- (3) つくば市及び相手方は、本件に関し、本和解契約以外には、何らの債権債務のないことを確認する。